

# 会議録

令和3年度 第5回市川市多様性社会推進協議会 会議録

開催日時 令和3年11月26日（金） 10時00分～12時00分

開催場所 第1庁舎 5階 研修室

出席者 A委員、B委員（会長）、C委員、D委員、E委員

事務局 市川市総務部（植草部長、福田次長）  
市川市多様性社会推進課（佐々木課長、稲垣主幹、中村主事、別府主事）

傍聴人 なし

## 議 事

- (1) パブリックコメント実施結果について
- (2) 提言書（案）について
- (3) その他

## 配布資料

- ・ 令和3年度 第5回 市川市多様性社会推進協議会次第
- ・ 資料22 パブリックコメント実施結果
- ・ 10-3 各種申請書等における性別記載欄に関する指針の策定について（修正後）
- ・ 10-4 各種申請書等における性別記載欄に関する指針（案）（修正後）
- ・ 11 パートナーシップ・ファミリーシップの定義について
- ・ 12 提言書（案）
- ・ 12-2 3各委員からの個別提言書・感想等

|         |   |
|---------|---|
| 委員B(会長) | <p>それでは、ただ今より、令和3年度 第5回「市川市多様性社会推進協議会」を開会いたします。</p> <p>本日は、5名中5名の委員が出席されており、市川市多様性社会推進協議会要綱第6条第2項の規定により、委員の半数以上が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。</p> <p>また、会議の公開につきましては、前回同様に、非公開とし、会議録につきましては発言者個人のお名前を「委員A」「委員B」と記載した形で公開することによってよろしいでしょうか。</p>   |
| 一同      | 異議なし  |
| 委員B(会長) | <p>それでは、議事に移ります。</p> <p>議題(1)「パブリックコメント実施結果について」、事務局よりお願いします。</p>   |
| 事務局     | <p>議題1「パブリックコメント実施結果について」ご説明をさせていただきます。</p> <p>赤色ファイルの「22 パブリックコメント実施結果」をご覧ください。</p> <p>(資料22 パブリックコメント実施結果及び11パートナーシップ・ファミリーシップの定義について説明。)</p>   |
| 委員B(会長) | <p>パブリックコメント実施結果及び定義について、何かご意見等がありますか。</p> <p>パブリックコメントの感想でも結構ですし、具体的には定義の修正案が出ていますので、そちらについてのご意見でも結構です。</p>  |
| 委員D     | <p>パートナーシップの方に「対等に責任をもって」という文言を入れるのは、私はすごく賛成で、養子縁組の制度を既に使っているカップルに関しても、市川市はパートナーシップを利用出来るように、ということにしていますので、「対等なパートナーです」と入れることは良いと思います。</p> <p>「物理的に」という文言に関しては、どちらでも良いかと考えます。ファミリーシップに関しては、「子供に対して愛情と責任をもって養育します」という文言や、「生計が同一」というところは、家族という定義にかなり近づける、趣旨をはっきりさせるイメージが湧くので、私は割と賛成ではあります。</p>            |
| 委員B(会長) | <p>ありがとうございます。委員Dから定義についてご意見がございました。</p> <p>「対等に責任をもって」を入れると良い。「物理的」という言葉は入れても入れなくてもどちらでも良いというご意見と、ファミリーシップについては修正案にほぼ賛成ということですが、現在の案では「経済面、生活面又は精神面」としている中の「生活面」という言葉に、「物理的」の意味も含んでいると解釈もできますが、あえて「物理的」とするのは、例えば不動産、住まい等のことでしょうか。</p>  |
| 委員A     | <p>ハード的な面を感じますよね。施設のなところ。「物理的」と記しても違和感はないかもしれませんが、それ以外のところも全部含めてということであれば、「生活面」とした方が良いのかなと思います。あと、パートナーシップ制度で私が感じる場所ですが、「対等に」という部分には、違和感があるかなと思います。生活面、精神的で対等に責任をもって…ということであれば理解できるのですが、経済面という文言が入りますと、やはり色々な状況でパートナーシップを結ばれている方々がいらっしゃると思うので、この「対等に」という一つの文言をきっかけに「自分(達)は対等な状況じゃないから」と考えてしまい、申請するこ</p> |

|         |   |
|---------|---|
|         | <p>とに躊躇してしまうことがあるかもしれない、という気がしております。</p> <p>ファミリーシップについても、「双方がその子を愛情と責任をもって養育する」の「双方が」というところですね、ステップファミリーなど、私の知り合いの方でパートナーのお子さんと、初めはなかなかうまく、関係が築けなかったという実体験も聞いています。長い年月をかけて、ようやく自分らしく居られる家族像にすることができた、そういった状況の方が、この文言が入っているのを見たときに、また足踏みをしてしまう可能性があるかな、と感じております。ここまで具体的に言及しなくてもいいのかな、というのが私の意見です。</p>   |
| 委員B(会長) | <p>ありがとうございます。委員Aからご意見いただきました。「対等に」という文言が入ることによって、例えば片方の人が病気などで仕事をしていない状況では「経済的には対等ではない」と思い、ハードルが上がってしまうのではないかと。「それでも良いですよ」と言われたとしても、この文言を見ただけで自分たちは該当しないと思ってしまう方がいらっしゃるのではないかとのご意見です。</p> <p>また、ファミリーシップについても、ステップファミリーの場合などを考えると、「双方がその子を愛情と責任をもって」という風になかなかない実態があるので、それを目指したとしても、少し制約させてしまうことはないか、というご懸念かと思えます。</p>  |
| 委員A     | <p>「生計が同一であって」は、今回の申請要件であれば、別々に暮らしていて生計が同一ではなくても申請ができるかと思えますので、これは不要かと思えます。</p>   |
| 委員B(会長) | <p>ありがとうございます。委員Eいかがでしょうか。</p>  |
| 委員E     | <p>ファミリーシップ制度の方は、私の友人でも普段はパートナーと別々に暮らしており、週に何度かパートナーの家へ行って、パートナーの息子を一緒に育てているというケースがありますが、それをここに当てはめると、ちょっと違うのかなと感じました。ですので、「生計が同一であって」は要らないのではないかとこのと、パートナーシップ制度も同様に、「対等に」ということがハードルになるのではないかと感じました。</p>  |
| 委員B(会長) | <p>ありがとうございます。委員Cいかがでしょうか。</p>  |
| 委員C     | <p>婚姻と基本的には同じ制度と考えると、憲法24条では「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」とあり、このレベルの制約が望ましいかなと思えます。憲法では「夫婦が同等の責任をもつ」とは書いておらず、「同等の権利を有することを基本として」とあるので、ちょっとニュアンスが違うかなと思えます。仮に「お世話する一される」という関係だったとしても、双方とも同等の権利を有しているのだということを基本とする、なかなか絶妙な文言とも思うので、入れるとしても「同等の権利を有することを基本として」程度で良いと思えます。</p> <p>憲法をよく読んでから結婚できるとかできないとか判断する人はいないと思えますが、パートナーシップ制度では、自分は該当するかどうかを考えるでしょうから、これを見て躊躇することがあってはならない、そこが躊躇の原因になってはいけないと思うので、私としては入れるということを強く主張する気持ち</p> |

|         |   |
|---------|---|
|         | にはなれません。  |
| 委員B(会長) | <p>ありがとうございました。「同等の権利を有する」というのと「同等の責任をもって」というのでは、だいぶ違いますね。入れるとしたら「同等の責任」よりは「同等の権利を有することを基本とし」の方が良いかもしれないですけど、やはり利用しづらくなることや、自分たちは該当しないかもしれないと思わせてしまうといった懸念は払拭した方が良いかな、というご意見だと思います。</p> <p>そうしましたら、例えばパートナーシップ制度につきましては、今の要綱案のままとして、当然そこには「同等の権利を有する」は含まれているのですが、間口を広げるということを優先して、パートナーシップについては今の要綱案どおりということによろしいでしょうか。</p>   |
| 委員D     | <p>ひとつこと申し上げたかったのは、男女の異性愛のカップルであっても、例えば一方が専業主婦/主夫で、一方が主に収入を得ているといった関係も勿論ありますし、ステップファミリーに関しても、男女の異性愛のカップルだからすぐに子どもとの関係が良くなるということではないと思います。要綱案に手を加えるということではなくて、カップルの間での経済力の差であったり、家事の分担の偏りが あったり、連れ子との関係性に時間をかけていって徐々に信頼関係を築いていくというところは、そこは異性愛のカップルでも同性愛のカップルでも同じだということです。</p>  |
| 委員B(会長) | <p>ありがとうございます。それでは市川市の要綱案のとおりで、パートナーシップ方は定義を変えないということといたします。</p> <p>では、ファミリーシップの方も確認したいのですが、ここはいかがでしょうか。先ほど委員Eからもありましたように、離れて住んでいて、片方が市川市に住んでいれば良いとしましたので、必ずしも生計が同一でない可能性もあるということと、双方が時間をかけてその子の養育にあたっていくということを考えると、赤字の部分「生計が同一であって、双方がその子を愛情と責任をもって養育すると約した」を入れると、ハードルを上げてしまうのではないかと。このようなことを考えますと、これも市川市の現在の要綱案で良いかと思いますが、いかがでしょうか。下の方に明石市、足立区、古賀市等ありますが、「共に暮らす」とか「生計を同一」といった形にすると、いま出ていた懸念に全部抵触しますので、これも現在の市川市の要綱案のファミリーシップの定義ということによろしいでしょうか。</p> |
| 一同      | 異議なし  |
| 委員B(会長) | <p>パブリックコメントを寄せてくださった方が、今日の議事録を見て、きちんと検討されたということをご理解いただけると良いかと思えます。</p> <p>ではこのパブリックコメントと定義についての議題の1は、以上でよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、次の議題（2）提言書（案）について、事務局よりお願いします。</p>  |
| 事務局     | <p>議題2「提言書（案）について」ご説明をさせていただきます。<br/>（協議事項12 提言書（案）について説明。）</p>   |
| 委員B(会長) | ありがとうございました。  |

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>今、提言書についてご説明いただきまして、またこの後に各委員からの個別提言・感想も加わるというご説明でした。まず前半の方の提言書の中身について、文言の修正等も含めご意見ございましたら、よろしくお願ひいたします。</p> <p>まず、私からよろしいでしょうか。細かいことですが、7ページの「一人でも手続可。」の下の3行目、「例えば、国立大学の手続の場合」とありますが、「国立大学の入学手続の場合」という形に変えていただいた方がよろしいかと思ひます。それから10ページ③の「男女別名簿について」の3行目、今は「登校拒否」という言葉は文科省では使わないので、「不登校」とした方がよろしいかと思ひます。その後の文章で、「学校は、男女別名簿があるという文化を作ってしまった」という文も少しおかしいので、「学校は男女別名簿によって性別が基本であるという文化」でしょうか。以上がご説明を伺いながら気づいた点です。皆様いかがでしょうか。</p>   |
| 委員A | <p>私もちょっと細かいところですが、1ページの1番上の文章ですね、「一人ひとりが違った個性や能力を持つ個人として」というところです。普段「違った」という言葉をあまり使わないので違和感があり、改めて調べてみたのですが、「他のもの、または正常な状態と異なる」という意味であり、比較するということが前提にあるようです。そのため、「一人ひとりが様々な個性や能力を持つ個人として」という表現に変えてもらえたらと思ひます。</p> <p>次に3ページ②、「制度の対象者について」の3行目の「志向」の字が違いますので（「指向」に）修正をお願いします。</p> <p>また6ページ②、「通称使用について」のところ、「通称使用は必須である」というのは、人によって異なってくるかと思ひますので、「通称を使用している人もいるため」といった表現が良いのかなと思ひます。</p> <p>さらに11ページ(2)の「市の相談体制について」のところで、「トランスジェンダーに限らないが」という部分が、何に掛かっているか分からなかったです。この部分は無くても良いと思ひます。</p> <p>同じ文章の3行目の最後のところから、「特に困り事が発生しそうなところ、例えば性暴力やいじめや差別など」の部分は、いじめや差別を経験したことがあるというデータにおいては、やはり当事者でない人に比べたら高い割合という結果は見たことがあるので、何となく理解は出来るのですけれども、性暴力がここに含まれる点が、少しだけ違和感があります。なので「特に困り事が発生しそうなところ」という部分は無くても良いのかなと思ひます。「どんなことでも相談できますよ」というところですよ。 「SOGIに関することも含めて相談ができる」等、そういった表現の方が良いのかなと感じました。</p> <p>最後に10ページ③、「男女別名簿について」の「トランスジェンダーの生徒やノンバイナリーの人たちは、「男子」や「女子」と呼びかけられること自体で登校拒否になる場合がある」と記載していますが、これもトランスジェンダーの生徒やノンバイナリーの人たちだけではないと思ひますので、性自認に違和感を感じている人も含めて、「人によっては」など、もっと広い人たちを包括できる表現の方が良いのかなと思ひます。</p> |

|         |   |
|---------|---|
| 委員B(会長) | <p>ありがとうございます。11ページのところは「トランスジェンダーに限らないが」は削除し、その後で「特に、性別に関連するようなところ、あるいは…」という文書を「LGBTQ当事者の人達も、SOGIなどに関する困り事等、どんな相談でも」というぐらいに書き換えた方が良いという意見かと思います。</p> <p>また、男女別名簿のところは、ちょっと性別違和の人たちに特化しているのですが、トランスジェンダー、ノンバイナリーというよりは「性別違和のある児童・生徒…」でしょうか。</p>   |
| 委員A     | <p>自分で申し上げておきながら、性別違和でなくても分けられるのが嫌な方もいらっしゃるよな。</p>  |
| 委員D     | <p>男女別名簿のところについては、「人によっては『男子』『女子』と呼びかけられること自体に不快を感じて不登校につながってしまう」くらいの書き方で良いのではないかと考えます。</p> <p>私自身は、女性として生まれ女性として生きていくことに全く違和感はないのですが、それでもやはり「女子、女子」と呼び掛けられることには、違和感が無いわけではありません。そこは「人として」という風に受け止めてほしかったな、という場面を幾度も経験しているので、人によっては「男子」「女子」という区分け自体が苦痛になってしまうということがあるかと思います。必要があればもちろん分けても良いけれど、必要がないのであれば分けなくてもいいのではないかと、というニュアンスです。</p> |
| 委員B(会長) | <p>そうすると性別違和のある児童・生徒に限らず、「男子」「女子」と呼び掛けられること自体に…。</p>  |
| 委員A     | <p>呼び掛けられること自体にストレスを感じてしまう場合や、「登校拒否になる可能性もある」というストレスを感じてしまう場合もあるという点を添えてほしいと思います。</p>   |
| 委員B(会長) | <p>「トランスジェンダー・ノンバイナリー」を削除して、「性別違和のある児童・生徒に限らず、「男子」や「女子」と呼び掛けられること自体をストレスに感じる児童・生徒がおり、中にはそれが不登校の要因になってしまう場合がある」という感じでしょうか。</p>   |
| 委員A     | <p>私は違和感ございません。</p>   |
| 委員D     | <p>私も、今の形ですんなり納得いきました。</p>  |
| 委員B(会長) | <p>あとは（委員Aの意見により）、3ページの「指向」の漢字を直していただき、6ページの「通称使用」についても変えていただく。</p>   |
| 委員D     | <p>私の方から、11ページ(2)「市の相談体制について」のところですが、もちろんLGBTQの方たちが相談できる窓口は、是非とも作っていただきたいのですが、当事者でだけではなく、当事者に関わる周囲の人たちが、例えば「社員がトランスジェンダーの方である場合、会社としてどのような受入れ態勢を整えていけば良いか」といったことを相談できるような窓口を作っていただくと、大変ありがたいなと考えます。</p> <p>私がボランティアでイベントのお手伝いをしている江東区では、まだパートナ</p>  |

|         |  |
|---------|--|
|         | <p>ーシップ制度の導入は、難しい状況ですが、これに先立ち、相談窓口は設置しました。当事者だけでなく、周囲の方が「どう接していったら良いのか分からない」「どう受け止めたら良いか戸惑いがある」といった相談もできる窓口ができましたので、そういった窓口を市川市でも作っていただけたらと思います。</p>   |
| 委員B(会長) | <p>先程、委員Aからもご指摘があった部分ですが、今の委員Dからの意見を受けると、11ページ(2)の2行目、「特に性別に関連する」というところは、先ほど委員Aさんが「SOGI」とおっしゃったことを受け、「特に性自認・性的指向に関することも含めて、LGBTQ当事者に限らず、周囲の人たちにとっても、どのような相談でもウェルカムであるということを示してほしい」となるのですかね。「例えば性暴力やいじめや差別など」は削除して、少し抽象的にして。</p>  |
| 委員D     | <p>そうですね、周囲の人も相談に行っても良いのだという姿勢を示していただけると、企業の方が受け入れ体制を整えていく点で、結構大きいことかと思えます。普段、育児と介護の両立支援的などところでやっているのですが、「育児休暇をとります」「介護休暇をとります」という人を支える周りの人(上司や同僚)も含めてサポートしていくことも、会社の体制を整えていくという意味で必要だと感じているところです。受け入れる側の方としても、相談に乗ってもらえることは心強く感じると思えます。</p>   |
| 委員B(会長) | <p>そうでしたら「周囲の人」と書くか、もっと踏み込んで「家族や同僚」と例示をするか、そうすると「保護者」「親戚」の人も相談できることになるので「周囲の人」だとちょっと抽象的で「家族あるいは親族や(職場の)同僚」などによるどんな相談」ですかね、少し文章は整えていただくとして、そのような内容でよろしいでしょうか。</p> <p>それでは次に、各委員からの個別提言・感想についてですが、これは各委員からの説明をしていただいた方がよろしいでしょうか。</p>  |
| 事務局     | <p>よろしくお願いいいたします。</p>  |
| 委員B(会長) | <p>それでは、今日が最後の会議ですので、12-2の「各委員からの個別提言・感想等」について、簡単に各委員からご説明いただくことにしたいと思います。</p> <p>まず私が出ておりますので、私から述べさせていただきます。</p> <p>私は、教育関係ということで、性的マイノリティの児童・生徒が潜在している可能性を考え、学校生活自体が苦痛にならないよう予防措置を講ずる必要があり、以下の4点を書きました。</p> <p>一つ目は公立小中学校や公共施設に、車椅子利用者などの他、性別で分けられたトイレを使用しにくい人を配慮して、多目的トイレ(誰でもトイレ)が設置されるよう年次計画を持つこと。おそらく年次計画を持っていかないとすべての学校にすぐ、というようにはならないと思いますので、年次計画をもってほしいと思います。</p> <p>二つ目が、小中学校の名簿を混合名簿にすること。健康診断など必要な場合は男女別名簿を別につくる。これによって在学中に性別移行する児童・生徒がいた場合、名簿の振り分けの問題が解消できる。</p> <p>三つ目が、いわゆるジェンダーレス制服です。これはトランスジェンダーの児</p> |

|         |   |
|---------|---|
|         | <p>童・生徒が異なる性別に移行したい、という意向が強い場合は、男子の詰襟制服が着たいんだという方もいるのですが、性的マイノリティ以外の生徒もどちらの制服も選べる状況にすることによって、性別違和のある生徒が制服選びによってカミングアウトを強制されることを避けることができる。</p> <p>四つ目は、性別違和を持つ児童・生徒への対応例など、性的マイノリティの児童・生徒の状況調査をおこない、生徒に寄り添った対応の好事例等を共有できるようにするということ。</p> <p>以前（第3回協議会）いただいた市教委からの調査結果では対応例がゼロでしたが、先週、講演に伺った市川市の中学校には、学籍上では女子だが昨年度から男子の制服で登校している生徒がいるとのことでした。そのことによって特に目立った問題は生じていないようですが、性別移行がスムーズに行われるためにどのような対応をしたのか、教育委員会に個人を特定できないようにして記録が残されれば、その後、市内の別の中学校あるいは同じ中学校で、同様の生徒がいた場合に、対応の参考になるのではないかと思います。このようなことを括弧書きにさせていただくかは別なのですけれども、そのように思ったということです。性的指向のマイノリティの問題については触れなかったのですが、教育をするようにというのが提言書の方にあったので、とりわけ性別違和のある児童・生徒のことだけ書かせていただきました。以上です。</p> <p>それでは委員Aさんどうぞ。</p>                                |
| 委員A     | <p>私からは新しく提言を書かせていただいたということではありません。まずは現状できることをしっかりやってほしい、ということで、データから日本の現状を伝えるところからスタートしています。</p> <p>簡単に言うと、2015年から制度がスタートして今年の10月時点で130の自治体が導入し、2,277組がこの制度を利用しているということで、理解は年々高まっていること。一方でLGBTQ当事者のメンタルヘルスはLGBTQ当事者ではない人に比べて2倍以上悪いという大阪市の調査結果や、私共の団体では2020年に「預金残高が1万円以下になったことがあるトランスジェンダー女性は44%に上る」という調査結果も顕在化しています。データから見ると理解の高まりを見せているものの、日本社会生活での当事者のストレスや困難というのは、まだまだ抱えやすい傾向にあるのではないかと感じています。</p> <p>市川市は中核市と同じぐらいの人口を有しております。人口が多いということはそれだけ様々な困りごともあり起こっているはずだと思っています。本社を構える企業や大学・短期大学なども非常に多いと思いますので、そこへの対応の必要性も優先順位も高いと思っていますので、今期私共の方から提言書を提出して、ここからがスタートだと思っています。今の状況を踏まえた上で、来期以降どのように教育現場・事業所・市民の方々にアプローチを進めていくのか、あとは職員さんの理解向上というところも必要かと思っていますので、そこを続けてほしい、というところを書かせていただきました。</p> |
| 委員B(会長) | ありがとうございます。続きまして委員Cお願いします。  |
| 委員C     | 私からは何点か、具体的な提案をさせていただいております。前提としては、   |

日本の国の制度において、整っているべきところが整っていないということで、地方自治体の方でそれをなるべくカバーする制度を取り入れる必要がある、というのが現実であることを指摘させていただきました。

具体的には、国レベルで多くの国で導入されている差別の禁止法、同性婚、そして性同一性障害の特例法の内容の抜本的な改正、少なくとも不妊手術を受けなくても法的な性別を認定してもらえるような制度ですね。そういったものが日本に欠けているという、非常に大きな問題が国レベルで長い間あるということで、いま自治体がやらなくてはならないことが大きくなっているのが現状だということで、よって何をやらなければならないかということをご指摘させていただいております。

一つは同性婚が認められていないことに対応するものとして、パートナーシップ制度の導入が今回提言されるということになるかと思います。しかし、他にも非常に大きな問題が残されており、一つはSOGI差別を禁止する法律がないことに関して、条例を導入するべきであるということをご提案させていただいております。

三重県を含め、様々なところでこうした条例が出来ていますし、更には苦情処理機関を設置しているところもあります。浜松市で検討しているということが報じられておりますけども、SOGIのみならず人種等、より広い内容の条例として導入できれば、なお望ましいのではないかと思います。

差別禁止条例の導入についてですが、それが一番根幹なのですけれども、それにまつわる差別を、社会の中でどのようになくしていくかということですね。一つは性教育をはじめとするすべての教科の中でLGBTについて年齢に応じた教育を行っていくこと。SOGIを理由とする学校でのいじめをなくすための対応あるいは統計をしっかりとっていくこと。相談窓口においてLGBT当事者も対応ができるようにすること、対応がされるということを明記するというですとか、LGBT当事者のための相談窓口を設置することなども書いてあります。

あとは主にトランスジェンダー市民のための諸施策ですが、現状の日本が持っている性別認定制度というのが非常に厳しくて、人権侵害がてんこ盛りですから、多くの方がこの制度を利用できていないということで、自らの性自認と法的な性別が合わない人たちが今もたくさんいるということが、なお困難を非常に大きなものとしている、ということがあるかと思います。原則としてすべての性別欄の廃止をしていくこと。それで、具体的に必要がある場合には、「男・女・その他」などに訂正していくこと。そして、法律上の性別と性自認が必ずしも合っていないというのが今の日本の現状なので、「自ら宣言する自認する性を受け入れます」ということを、学校その他市の関係機関に対して、しっかり通知していくこと。さらには、医師の診断書を必要とする場合があるのですが、それも不要であるということもしっかりと通知していくこと。学校の制服を自由選択制とすること。先ほどの委員B(会長)のお話を聞いて、自由選択制もそうなのですが、ジェンダーレス・自由選択制とすることがよいのかなと思いました。今後市が建物

を新築・改築する場合にはトランスジェンダーフリーなトイレとすること、などということも書かせていただいております。

本文の提案の部分においても関連して明記したいことが何点かあります。

10ページ以降の「多様性社会の推進に関するその他の提言」の部分なのですが、自分もある程度書いたのですが、委員B（会長）の書かれたものなどを見て、もうちょっとリバイスできるのではないかと思います。一番修正が必要なところは、男女別名簿のところですが、ここは、何が提言されているのか分からないような書き方になっているので、まさに委員B（会長）が書かれたとおりなのですが、小中学校の名簿を混合名簿にすることと、委員B（会長）が②で書いていることを、そのまま書いた方が良いのではないかと思います。提言内容がはっきり書かれていないので、先程色々修正されたと思いますが、それを後ろにくっつけるのは良いのですが、「何が提言なのか」というのをはっきり書いた方が良いと思いました。

更に②「学校の制服の自由選択について」も、自分も「学校の制服はすべて自由選択性とし」と書いたのですが、「ジェンダーレス制服とし」、というように修正する方が良いのではないかと思います。

トイレについては、委員B（会長）がおっしゃっているように、年次計画をもつのがよいと思います。確かに「いつかやろう」ではいつになるのか、という問題があるので、「年次計画を」という提案にした方がよいのかなと思いました。さらに私的にはトランスジェンダーの子どもの調査をしたことがあるのですが、「誰でもトイレ」は学校に一つは作るべきで、一つでは足りないということがあって、「誰でもトイレが遠いと(そこまで)行くのがすごく大変なんです」や「トイレ行きたくても我慢するんですよ」という話もありまして、必ず一つは作るべきなのですが、「一つ以上は作るべきである」等に変えていただきたいと思います。車イスや松葉杖の方はもっと「誰でもトイレ」に行くのが大変になるかもしれませんので、そのことも理由の一つです。

あと「スウェーデンのように「個室トイレ」が理想だが、スペースを多くとることから実現は遠い先になると思われる」と書いてしまうとネガティブな感じなので、「しかしながらスペースを多くとることから、実現には時間がかかると思われる」や「迅速な実現は容易ではないと考えられるので、まずは」等で、「個室トイレ」というのが「理想である」ということで、一応はその方向に進んでいけるような文章にさせていただけたらありがたいと思います。

あとは質問ですが、「記載事項証明を出します」ということがパブリックコメントには書いてあったのですが、提言書には「記載事項証明書」の点が書かれていません。それはどうしてでしょうか。出来れば書いていただきたい。制度ができるときにしっかり入っていれば良いのですが、この提言を見て要綱が出来たときに抜けてしまうことがないようにしたいと思いました。そこは出来れば加えてほしいというのが私の提案です。

さらに小さなことなのですが、提言の2ページの要綱か条例かとあるのですが、最後に「まずは「要綱」で始めることが妥当であると思われる。」と書かれて

|         |  |
|---------|--|
|         | <p>いますが、「まずは要綱で始めること“も”妥当である」くらいの感じかなと思います。我々が話したときは条例なのか要綱なのか、それぞれ良いところも悪いところもあって、市川市の意図でベストなもの、市川市の状況で選んでもらう必要があるのではないか、というようなどころだったかと思いますので、その他の自治体が読んだときに「要綱が良いのかな、条例じゃない方が良いのかな」というように思わせたりしないようなニュートラルな書き方が良いのではないかと思います。</p>  |
| 委員B(会長) | <p>ありがとうございました。委員Cにはご自分のご意見・提言と、提言書の方についてと合わせてお話しいただきました。今回、個人の提案ということで書かれていることと、提言書の10ページから11ページに書かれていることとの整合性と言いますか、今までの会議の中の発言から抽出して下さってまとめていらっしゃると思うのですが、話し言葉だと不正確なこともあり、改めて2の(1)については、精査した方がよろしいのではないかと思います。</p> <p>例えば名簿のところは、「ついて」ではなく、混合名簿の導入というのを提言として、はっきりと書いた方が良いとか、トイレのところも「必ず1つ以上は、」というようにして、その後「スウェーデンのように個室トイレが理想的であるが、当面少なくとも学校含め公共施設に複数のだれでもトイレの設置を実現してほしい」という方が何をやるかがわかると思います。</p> <p>さらに、先ほど私の提言の中に書いた「年次計画」について具体的に入れると、もう少し提言らしくなるのかな、というご意見だったかと思います。これらの点については、今後メール審議のような形で、この部分を書き直したほうが良いのではないかと思います。</p> <p>委員Cの質問にありました記載事項証明書につきましては、前も委員Cの方からご意見があったかと思うのですが、これは事務局の方は如何でしょうか。</p> |
| 事務局     | <p>「発行する書類」の中に「記載事項証明書」を書き加えさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>  |
| 委員B(会長) | <p>追加をするということですね。どこに追加をするのでしょうか。</p>   |
| 事務局     | <p>6ページ「(5) 証明書等の交付に関すること」に、今①②③④という形で入っておりますので、ここに一項目○を追加して、別だしの形で、「記載事項の証明に関すること」という項目を書き加えさせていただきたいと思います。</p>   |
| 委員B(会長) | <p>わかりました。ではそのようにお願いいたします。</p> <p>今、委員Cからは国の状況や、特に非常に大きい問題として性別移行の5条件と言いますか、ヒューマンライツウォッチも「高すぎるハードル」ということをおっしゃっていますし、日本学術協会も同様に「5つの要件を見直すように」という提言を出していて、性同一性障害という言葉を使うかどうかということも問題になっているので、特例法自体が何らかの改正をする必要がありますし、学会もそれを求めていますので、そのあたりで言うと、先行していくと言いますか、いま文科省は診断書の提出を求めているので、学校での性別移行に診断書が必要かというのは文科省に問い合わせれば「必要ないです」というようになっています。</p>  |

|         |  |
|---------|--|
|         | <p>ですから、委員Cがお書きになっているような、職場やその他の場所で社会的な性別を変えたいという時には、このような特例法の5要件は関係ありません。ただし、社会的な性別を変えただけなのに、戸籍上の性別を変えるために手術を受けなければならないという、どの国にもない非常に厳しい条件が日本の社会では存在しているということを、LGBTQの人たちへの差別禁止ということを考えていくときに、前提としてやはり見ていかなければならないこととして、委員Cからご説明をいただいたところだと思います。</p> <p>続けて、委員Dお願いいたします。</p>   |
| 委員D     | <p>実は、提言書を書くときに、私自身当事者ではないと感じているところもあったので、書く内容を迷いました。しかし、私の近くにいる人や友達、または会社の同僚などでLGBTQの人が思っていることがあれば言ってもらえたら、できる限りのことはしたいというスタンスでいたり、逆に会社の同僚や後輩などが、LGBTQの人に対して悩んだり迷っているけど言い出せないというような状況になってしまうと、本当は協力できるのに言い出してもらえないことで、その問題が残ったままになってしまい、お互いが歯がゆい思いをするのではないかということから、身近な視点で提言書を書かせていただきました。</p> <p>あと、男女共同参画審議会の委員も務めさせていただいておまして、どうしても委員の構成メンバーの中で性的マイノリティの方に関する発言をする方は少なかったということを実感しておりますので、是非とも審議会のメンバーにも加えていただきたいと思います。市民という形になるのか、当事者団体の方からお招きするという形になるのかはともかくとして、メンバーの中に入れていただきたいなと思います。私自身も当事者の方の講演会を聴く機会があれば聴くようにして、日々私自身の知識という面でもアップデートを凶っているところで、トイレの問題なども、一つは誰でもトイレだったり、個室トイレというのが男女別のさらに奥にあると行きづらいとか、身体障がい者の方が誰でもトイレを使うのに、自分が少し長くトイレを使うのは気が引けてしまう、といった話も伺ったりして、なるほど、使いやすさとか使うことに気が引けてしまう状態も改善ということになると間取りの問題とかも出てきてしまうと思います。</p> <p>ただ、出来ることから手を付けていくということも必要と思いますし、パブリックコメントの反対派の方の意見も読んで、例えばポーランドでは、カトリックの強い保守的なところなので、LGBTQの人たちは認めないといった政策を執っている自治体もあるようなのですが、その件を思い出したりもしました。なかなか受け入れがたいと思っていらっしゃる方たちには、ちょっと身近に考えていただける機会が増えていくと、また印象は変わるのかなと思ひまして、私自身が映画を見たときに、割と概念的に考えていた存在が身近な自分の友人にいて欲しいと、思えるような存在になった経験がありますので、映画の話も入れさせていただきます。</p> |
| 委員B(会長) | ありがとうございます。続きまして委員Eお願いいたします。   |
| 委員E     | この協議会に声をかけていただいた時に、「せっかくだから参加してみたら」とパートナーの方からの声があったので来たのですけれども、錚々たる皆様の前で   |

|         |  |
|---------|--|
|         | <p>ひるみ続けております。実際、当事者として制度に不満を言うことはあれども、深く向き合って考えてなかったことばかりだと痛感させられたこともありました。毎回すごく勉強させていただいたので感謝しております。皆様ありがとうございます。</p> <p>最近都内から市川市に引っ越して来た2人と話していたのですが、実際、私の周りには活動家のような方はいないので、本当に一般的な市民の声としては、「パートナーシップ制度も段階的にすごいお金がかかるのでしょうか。5万円ぐらいかかるのでしょうか」と言われるような話もあったり、また、「戸籍に載らないのだったら私も役所に行きたい」と言っていたり、自分も含めてですが、当事者側でも理解できていない人の方が多いのではないかと思います。ですので、目にする機会が多かったりですとか、「市川市でも始まるらしいね」という声が俄かにでも聞こえてきたりすることによって、先ほどおっしゃった映画祭がきっかけだったりするように、少しでも目にする機会が増えるのなら、という思いです。</p>  |
| 委員B(会長) | <p>ありがとうございました。今委員Dも委員Eもおっしゃったのですが、私もこれに何を書けばいいのか分かっていなくて、提言と意見を書くとして、意見を書くとしたら感想、この協議会に関わってみての感想というのでもいいのかなと思いました。しかし、今まで言ってきたことを繰り返し私は書いているようなものなのですが、今のお話を伺っていて、委員Cからのご意見もありましたけれども、こちらの提言書に組み込めることは組み込んでしまって、各委員の個人的な提言の中には入っていない、例えば委員Cは日本の国が抱えている様々な問題の中で、自治体がせざるを得ないといったことを書いていただくとか、私はこの提言に書ききれなかったことを書くとか、個人の方は感想のようなものにしてしまう方が読む人にもわかりやすいのかなと思います。提言的なことと感想的なことを書いている人がいると、これは何なのだろうという風に思ってしまうので、性格を分けた方が良くはないかなと思います。委員Aは委員Aの活動している立場からのご意見ですし、委員Dも男女共同参画に関わっている立場からのご意見ですし、今おっしゃって下さったような、実はパートナーシップ制度というものがどういうものなのか、例えば戸籍上での変更を求めない人が利用できるのかとか、Q&amp;Aのようなものがもっとあった方が良くとか、その様な内容のものを書いていった方が良くはないかと話を伺いながら思っておりましたが、時間的には如何でしょうか。</p> |
| 事務局     | <p>提言書をお渡しいただく日程が12月22日(水)を予定しております。</p> <p>まず前半部分について、本日皆様からいただいたご意見を基に修正し、ご確認いただきたいと思います。個々の委員からの意見について、必要な部分はもう一度頂くことは可能でしょうか。</p>  |
| 委員B(会長) | <p>例えば、委員Aの文はそのまま感想のような形でいいと思いますし、委員D、委員Eの文も大丈夫ですね。委員Cの文のうち、今回の提言書には盛り込めないけれども、その背景にこういうことがあるというあたりは、それはそれでいいと思います。私の文は丸々提言に重なっているので、全部書き直さなくてははいけないかなと思うのと、むしろ私が提言として書いたことを前半の提言の中に入れて</p>  |

|         |  |
|---------|--|
|         | <p>いただきたいと思った次第です。ですから、変えなければならないのは私くらいで、みなさんの提言は、基本的にそのままでもよろしいのではないかと思います。</p>   |
| 事務局     | <p>ありがとうございます。今までの協議会の中で出ていました学校の男女別名簿についてであったり、トイレについてであったり、ご意見をいただいている部分について、こちらで修正をいたします。修正ができ次第、お送りいたしますので、ご確認をいただければと思います。</p>  |
| 委員B(会長) | <p>色々ご意見をいただきましたが、他にご意見はございませんか。</p> <p>今の感じですと、項を新たに立てて記載事項証明については記載するということと、細かい直しの部分、それと10ページから11ページのところに関してはかなり直すということになりますが、よろしいでしょうか。</p>   |
| 委員B(会長) | <p>それでは、議題(3)のその他についてお願いいたします。</p>   |
| 事務局     | <p>議題3 「その他」につきまして、青色ファイル10-3「各種申請書等における性別記載欄に関する指針の策定について(修正後)」、及び10-4「各種申請書等における性別記載欄に関する指針(案)(修正後)」をご覧ください。</p> <p>(協議事項10-3「各種申請書等における性別記載欄に関する指針の策定について(修正後)」、及び10-4「各種申請書等における性別記載欄に関する指針(案)(修正後)」について)を説明。)</p>                                 |
| 委員B(会長) | <p>ありがとうございます。今、10-3と10-4のご説明をいただきましたが、最後の記載例のところ、委員Cからの提言ですと、必要な場合は男、女、その他、にしてはどうかということでしたが、ここでは「( )」になっております。ここに自分で書き込むということでしょうか。</p>   |
| 事務局     | <p>記載例では「( )」とさせていただいておりますが、この部分を「その他」に修正させていただきたいと考えております。いかがでしょうか。</p>   |
| 委員B(会長) | <p>No.3は「男・女・その他」という場合と「男・女・回答しない」という2種類設定するという意味でしょうか。</p>  |
| 事務局     | <p>例として2種類のものを出させていただきましたが、こちらの「( )」のところも「その他」と修正し、「男・女・その他」とさせていただく形でいかがでしょうか。2種類設定するというのではなくチェック方式とした場合に、「<input checked="" type="checkbox"/>回答しない」とするのも、一つの例として良いのではないかと考えております。</p>  |
| 委員B(会長) | <p>いかがですか。「回答しない」というのは、何か強い意思表示みたいな感じもします。それはそれで、「その他」ではないけれども回答したくない、という人を想定すると、良いかも知れませんね。</p>   |
| 委員D     | <p>例えば、災害時の避難所で、どのような配慮を必要とするのか、或いは医療現場でどのような情報が必要とされるのか等、サービスを提供する側と受ける側がお互いに必要な情報を共有することで、なるべく皆が快適に過ごせるように出来たら良いと考えております。それは今日一日だけでは難しいと思うし、今後少しずつ変えていければ良いかと思います。</p> <p>子どもを持ったお母さんが公民館などを利用する際も、ちょっとしたバリアに悩まされることがあったりします。例えば授乳室やベッドが設備として整って</p> |

|         |   |
|---------|---|
|         | <p>ない時は大変不便に感じると思いますが、そこに衝立で仕切った空間が用意されれば、それだけで「授乳している姿を見られない」という配慮が生まれ、お母さんとしては十分助かるといったこともあります。一朝一夕で出来ることではありませんが、当事者の方も、サービスを提供する側も、お互いが良いところで落としどころを見つけられるようにしていけたらいいなと思っております。</p>   |
| 委員B(会長) | <p>ありがとうございました。性別記載の書類上の記載についてはおそらくご本人のジェンダーアイデンティティで記載されると思いますが、医療的或いは福祉的なサービスにおける配慮については、多分個別対応せざるを得ないと思いますので、例えば「その他」に丸を付けた人に対して、医療や福祉の場合は特段の配慮をするという、一つのサインになり得るかと思います。</p> <p>もっと違うレベルで、例えばトランスジェンダーの子どもたちが夏の工作教室で公民館に行った時のアンケートに、男・女と記されていて、アンケートを出せなかったという子どももいます。つまり、「子ども相手だからいいだろう」といった感覚で、男女どちらかに丸を付けるようになっているあたりが、本当にごく僅かな人にとっては、「次に工作教室に行くのをやめよう」というようになってしまうようなことがあるので、その辺の書類上の性別記載が男女に限らなくなるだけで、楽になる人たちがいます。それで、今委員Dがおっしゃったような個別に配慮が必要な例は、むしろそれが一つのスクリーニングになるというような、そんな位置づけかなと思いついておりました。</p> <p>それでは、ここは「その他」とするところと、「回答しない」というところと、2つの記載例が選択できるという形で、両方変えていくということになります。</p> |
| 事務局     | <p>ありがとうございます。いただきましたご意見を参考に、改めて記載例について作り直させていただいて、もう一度ご確認いただければと思いますので、こちらも併せてお願いいたします。</p>  |
| 委員B(会長) | <p>ありがとうございます。それでは、議題(3)は以上でよろしいでしょうか。</p>  |
| 委員D     | <p>本筋から外れるとは思いますが、言っておきたいと思います。</p> <p>パブリックコメントの反対意見の方で、男女の家庭があるべき姿というものがありました。私自身、千葉県に引っ越してくる時に男女共同参画条例がないことは知らずに引っ越してきましたし、パートナーシップ制度がないから引っ越してこようと思う人はあまりいないのではないかなと、パブリックコメントを読んでいて思ったところです。同時に、保守的な考え方の人を置いていかないということも必要と思います。</p> <p>トランスジェンダーの方が書いた文章に「自認する性別がどうであっても、男湯女湯どっちにも好きに行っていよということではないです。」という一節がありました。その方は身体的な特徴は自分の生まれ持った肉体のまま、服装は戸籍の性別とは別の服装をしたいという方でした。こうした発言によって、トランスジェンダーの方に拒否感を持っている人も受け入れやすくなるのではと感じました。決してマジョリティの方の安心感を脅かしたいわけではない、ということを書いて下さったことで、議論が進みやすくなるのではないかと思います。</p> <p>コロナ禍が続く中、世界のニュースを見て考えたことですが、全ての人が「困</p>   |

|         |   |
|---------|---|
|         | <p>っている人がいるのであれば、困りごとを解決していきましょう」という共通認識を持つことができれば、分断されるような社会にはならなのではないかと個人的には考えています。</p>   |
| 委員B(会長) | <p>ありがとうございました。委員Dがおっしゃったことで言うと、いま日本でもトランスヘイトが広がっていて、トランス女性がみんな女風呂に入りたがっているというストーリーがまかり通っているとか、トランス女性と称して変質者が女子トイレに入ってくるといった、どこで具体的に生じたかわからないことがあたかも日本中で溢れかえっているかのようなストーリーが、ネットを中心に広がっていて、そのことがトランスジェンダーの人に対する偏見差別を助長している部分もあるので、先ほどの啓発教育というところの中身に、「誤った認識を正していく」、「当事者の声を聴く」ということも含めて取り組んでいくことは本当に重要です。委員Dがおっしゃったように、トランスジェンダーの方自身はそんな風には思っていないとか、そういうことを広めていくというのも大事なことだと思いつながりながら伺っていました。</p> <p>それでは、議題は以上ですが、他に何かおっしゃりたいことがある方はいらっしゃいますか。</p> |
| 委員A     | <p>パブリックコメントの賛成のところに、いくつかパートナーシップ制度の用途について、どういった行政サービスが利用可能になるのかをもう少し明示してほしいといった要望があったかと思います。今回、立て付けは綺麗に出来上がったのではないかと感じておりますので、来期以降も検討されるかとは思いますが、実際に市営住宅の件など、そういうところも見やすくインターネット等に上げてもらえたらうれしいと思います。最近見た中では広島市のパートナーシップ制度の見せ方がすごく良いなと思いました。パートナーシップ宣誓証を提示することで利用できるサービスと、宣誓をしなくても利用できるサービスを分けて書いてくださっています。人によっては、それを見てパートナー宣誓をする・しないを決める選択肢を持つこともできると思います。</p> <p>一度ご覧いただき、是非参考にしてもらいたいと思います。</p>  |
| 委員B(会長) | <p>ありがとうございます。先ほど委員Eがおっしゃった、パートナーシップ制度を利用することで、何がどう変わるのかといったことが当事者もよく分からないということもありましたので、是非それはホームページもそうですし、これが制度化されたときに恐らく広報に載ると思うのですが、そこでイラストで描いていただくとか、コラムで知らせていくといったことがあれば良いかと思いました。関心のある方はホームページでいろいろと具体的に知ろうと思いますので、ホームページの充実もとても大事かと思います。</p>  |
| 委員D     | <p>ホームページといえば、友達に市川市のパートナーシップ制度のことを言ったら、「会議録を読みたかったけれど、私ではうまく探せなかった」ということを言われました。検索して見つけやすいホームページにさせていただけるとありがたいと思います。「検索」ということで思い出しましたが、民間の住宅探しにおいて、スーモ等では「LGBTフレンドリー」の検索項目があるのですが、それで検索をすると、途端に物件の数が減ってしまうという現実があります。今後、民間の</p>   |

|         |   |
|---------|---|
|         | 企業にも徐々に理解を広げられたらいいなと思います。   |
| 委員B(会長) | ありがとうございました。他にご意見ございますか。  |
| 委員C     | 意見ではないのですが、住宅でLGBTフレンドリーでないというか、フレンドリーというところにチェックを入れない物件があること自体が非常に大きな問題で、本当に差別の典型事例のものであって、差別禁止条例を早く導入していただき、市川市内の業者に「フレンドリーではない物件を持つことは許されない、そのような大家さんは駄目です、裁判で負けます。」ということを是非ご指導いただきたいと思いました。 |
| 委員B(会長) | ありがとうございます。それでは、今日の協議会をもちまして最後になります。今まで皆さん色々なご意見をありがとうございました。また、事務局の皆様にも色々な資料を準備いただきまして、ありがとうございました。まだ宿題が残っておりますが、またメール等でご意見を寄せていただいて、提言書が最後にきちんと完成すればと思っております。どうもありがとうございました。                  |
| 終了      | (事務局より会議録等の事務連絡)  |